

安心して明日に備える

あんしん共済

◆プラン1の場合

月々**2000**円の**掛金**で

1000万円の**ワイド**な保障

どなたでも
ご加入できます。

あんしん共済プラン1

あんしん共済プラン2

掛金月々2000円コース

掛金月々1000円コース

6歳～59歳の健康な方

6歳～59歳の健康な方

死 高度 障 害 亡 害	交通事故の時 (事故の日から180日以内)	1000万円	500万円
	不慮の事故の時 (事故の日から180日以内)	800万円	400万円
	病気によるとき	400万円	200万円
後 遺 障 害	交通事故の時 (事故の日から180日以内)	18万円～最高480万円	9万円～最高240万円
	不慮の事故の時 (事故の日から180日以内)	12万円～最高320万円	6万円～最高160万円
入 院	交通事故の時 (5日以上から120日限度)	一日6000円	一日3000円
	不慮の事故の時 (5日以上から120日限度)	一日4500円	一日2250円

県共済

鹿児島県中小企業共済協同組合
鹿児島県火災共済協同組合

鹿児島市名山町9-1 (県産業会館5F)

☎0992 (25) 4218

ご加入について

■お申込みいただける方

- ①ご加入のお申込みをいただけるのは、健康体の方で次頁の「加入のお申込みをいただけない方」のいずれにも該当しない方。(健康については告知のみで、医師等による診察は不要です。)
- ②県内の事業者(役員、家族、使用人)の方および県内に住んでいる方で満6歳以上、満60歳未満の方。(ご加入後は、満65歳まで継続してご加入いただけます。)

■お申込み手続きは簡単です

- ①ご加入のお申込みは、取扱代理所の窓口にある申込書に必要事項をご記入のうえ、取扱代理所の窓口へご提出ください。なお、預金通帳と金融機関お届け印をご用意ください。
- ②掛金は、年齢や性別に関係なく一律で、プラン1・月掛2,000円コースとプラン2・月掛1,000円コースのいずれか1口に限られます。コース変更をご希望のときは県共済へお申し出ください。
- ③初回掛金と出資金(1口100円)は、申込書にそえて取扱代理所の窓口へご提出ください。
- ④2回目以降の掛金は、毎月20日にご指定の預金口座から自動口座振替で、お払込みいただきます。

■保障開始はお申込みの翌日からです

ご加入の申込書を県共済が受理しますと、出資金と初回の掛金をお払いただいた翌日から保障が開始されます。なお、お払込みの初回掛金は、翌月分となります。

■加入後は、傷病中でも保障は継続されます

ご加入後に傷病になられても、また、保障の更新時に傷病中であっても、保障は自動的に更新され満65歳まで継続されますので安心です。

■加入証書等は1カ月以内にお届けします

契約証書は、申込書を受理しましてから1カ月以内にお手元にお届けいたします。

契約証書が届くまでは、申込書の控が契約証書のかわりになりますので大切に保管しておいてくだ

さい。

■満65歳まで保障が継続されます

この共済は、ご加入後は脱退のお申し出がない限り毎年自動更新され、加入者が満65歳になられて最初に迎える満期日まで保障は継続されます。(なお、満60歳になられて最初に迎える更新日以後は、次表の保障内容となります。)

満60歳以上～ 満65歳未満の 方の保障内容		プラン1	プラン2
		掛金月々 2000円コース	掛金月々 1000円コース
死 高度 障害 亡	交通事故のとき	800万円	400万円
	不慮の事故のとき	600万円	300万円
	病気によるとき	200万円	100万円

万一のときについて

■共済金の受取人は

- ①共済金の受取人は、共済契約者です。
- ②共済契約者本人が、死亡の場合には法定相続人が受取人となります。

■共済金はすみやかに支払います

- ①共済事故が発生したときは、30日以内に県共済までご連絡いただきますと、ただちに共済金の請求書類一式をお送りいたします。
- ②共済金のご請求は、ご加入後に発生した原因により、一度共済金を受けられた方でも、その後、新しく共済事故が発生したときは、共済の定めに従って何回でもご請求いただくことができます。
- ③共済事故の内容によっては、事実についてご照会やお尋ね等をさせていただくことがありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、事故発生のご連絡が遅れて調査等が行えなかつたり、また、ご加入のときや共済金のご請求のときに加入者や受取人が事実と違ったことを告げられた場合には、共済金のお支払いに支障をきたすことがあります。

その他重要な事項について

■契約が無効となる場合について

- ①加入の資格に反していたとき
- ②同一加入者が複数の申込みをされたときはその重複部分

■契約が解除される場合について

- ①契約者はいつでもこの契約を解約することができます。
- ②契約が成立してから、告知義務違反が判明したとき。

■契約が失効となる場合について

掛金を2ヵ月分以上にわたって滞納したとき。

下記の事項をご確認のうえ、お申込みの手続きをお願いします。

■加入のお申込みをいただけない方

- (1)現在、病気やケガの治療中または要検査、要治療もしくは検査中の方
- (2)慢性疾患のため医師からその治療が必要と診断されている方
- (3)慢性疾患または中毒のため薬物を常用している方
- (4)身体に残る障害や先天性の病気により、日常生活において他人の手助けを必要とする方
- (5)次のような職業に従事している方
 - 船舶乗組員、漁夫、船頭そのた船舶に搭乗することを職務とする方●坑内夫、隧道内の作業に従事する方●競輪、競馬、オートレース、競艇等に従事する職業競技者●力士、拳闘家、プロレスラー等の職業競技者●テストドライバー、テストパイロット、その他これらに類する方●スタントマン、かるわご師、その他これらに類する方●潜水、潜函、サルベージ等に従事する方

※慢性疾患（先天性を含む）とは、主に次に掲げるものをいいます。

- | | |
|---|------------------------------------|
| (1)悪性腫瘍（癌、肉腫など） | (8)精神疾患（分裂症、アルコール依存症など） |
| (2)消化器潰瘍（胃、腸、肝臓など内蔵疾患） | (9)運動器疾患（骨髄炎、関節炎、変形性股関節症など） |
| (3)循環器疾患（心臓疾患、高血圧症など） | (10)血液疾患（悪性貧血、白血病など） |
| (4)呼吸器疾患（気管支喘息、肺疾患など） | (11)アレルギー性疾患および膠原病（リウマチ、パーチェット病など） |
| (5)神経・筋疾患（脳出血、脳梗塞、くも膜下出血、髄膜炎、てんかん、筋炎など） | (12)耳鼻咽喉および眼疾患（白内障、緑内障など） |
| (6)腎、尿路疾患（腎炎、ネフローゼなど） | (13)女性性器疾患（卵巣腫瘍など） |
| (7)代謝・内分泌疾患（糖尿病、甲状腺機能亢進病など） | |

■共済金のお支払いについて

- ①下記に該当されるときは、共済金をお支払いできません。
 - 1.加入申込書や共済金請求書に不実の記載があったとき、または、加入が無効もしくは解除されたとき
 - 2.受取人、加入者等の故意もしくは犯罪行為によるとき
 - 3.戦争、変乱等によるとき
 - 4.自殺もしくは死刑によるとき（ただし、加入後1年を経過した自殺は病氣死亡と同じ扱いになります。）
 - 5.加入日現在、医師の治療を受けていたことが判明したとき
 - 6.加入後1年以内に、次の疾病を直接原因として死亡し、または高度障害となった場合で、加入日現在その疾病について医師の治療を受けていなかったことが証明されないとき
悪性新生物（癌、肉腫）、心臓病、血液病、結核、胃または腸潰瘍、肝臓病、高血圧、糖尿病、腎臓病
- ②下記に該当されるときは、不慮の事故（一般障害）扱いになります。
 7. 4.加入者の無免許運転、酒気帯び運転
 8. 5.加入者が、試運転、訓練、競技・興行（練習を含みます。）のため運行中の交通乗用具に搭乗している間に生じた傷害
 9. 9.加入者が職務として荷役作業（土石などの積み込み、積下し作業を含みます。）および交通乗用具の修理点検、整備、清掃の作業中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害

県共済についてのお問い合わせは… ☎0992-25-4218